

〔Ⅲ〕 いじめ問題の早期発見

いじめ問題は、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員と児童生徒との信頼関係の構築に努めることが大切です。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを確認し、教職員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。

また、児童生徒に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切です。

1 教職員のいじめに気づく力を高める

① 児童生徒達の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければなりません。そのためには、「人権感覚」を磨き、児童生徒たちの言葉をきちんと受け止め、児童生徒たちの立場に立ち、児童生徒たちを守るという姿勢が大切です。

② 児童生徒達を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童生徒達に気づき、児童生徒たちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められています。そのためには、児童生徒たちの気持ちを受け容れる事が大切であり、共感的に児童生徒たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める必要があります。

2 いじめ発見のきっかけ

① 調査の結果から

教職員の発見は、小学校では担任による発見が多く、中学校・高等学校では、教科担任制もあり、担任以外の発見がふえています。小学校に於いては、保護者からの訴えにより発見されることが多いが、中学校・高等学校と学年が進むにつれて本人または保護者からの訴えによる発見が少なくなります。

② 調査結果から見えるポイント

中学校・高等学校では、担任以外の教職員の発見が多いことから、教職員の情報共有の在り方が大切になります。また、本人からの訴えも増えるため、訴えがあったときの対応が大切になります。中学生での「保護者からの訴え」や、小学校での「本人からの訴え」など起こった場合は、いじめが相当深刻で進行していると考えられ、直ちに対応する必要があります。

3 いじめ早期発見の為の手立て

① 日々の観察から

～ 児童生徒がいるところには、教職員がいる ～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童生徒達の様子に目を配ります。児童生徒たちがいるところには、教職員がいることを目指し、児童生徒たちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ早期発見に効果があります。また、教室には日常的にいじめの相談窓口があることを知らせる掲示をすることが大切です。

② 観察の視点（ポイント）

～ 集団を見る視点が必要 ～

成長の発達段階から見ると、児童生徒たちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなります。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要があります。

③ 日記・連絡帳などの活用

～ コメントのやりとりから生まれる信頼関係 ～

必要に応じて気になる児童生徒には、日記や連絡帳のコメントなどを活用して、担任と児童生徒・保護者との連絡を密にして信頼関係を構築することが大切です。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応することが大切です。

④ 教育相談（学校カウンセリング）

～ 気軽に相談できる雰囲気づくりが必要 ～

日常生活の中での教職員の声かけ等、児童生徒たちが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要です。それは、教職員と子ども達の信頼関係の上で形成されるものです。また、定期的な教育相談を設けて、児童生徒を対象とし教育相談週間を実施する等、相談体制を整備することが必要です。

⑤ いじめ実態調査アンケート

～ アンケートは、実施時の配慮が重要 ～

実態に応じて随時実施することにします。学期途中に1回以上（「人権を考える日」などを活用して）のアンケート実施。いじめ等にあっている児童生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名・無記名、持ち帰りなど状況に応じて配慮し実施します。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要です。

4 相談しやすい環境づくりをすすめる

児童生徒たちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為です。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきです。

その対応の如何によっては、教職員への不信感を生み、その後の情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられます。

① 本人からの訴えには

● 心身の安全を保证する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」と言う、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを考えねばなりません。保健室や面談室などの一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めると共に、具体的に心身の安全を保证します。

● 事実関係や気持ちを傾聴する

児童生徒へは、「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いを持つことなく傾聴します。事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意します。

② 回りの児童生徒からの訴えには

いじめを訴えたことにより、その児童生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止めます。児童生徒の訴えを「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないと伝え、安心感を与えます。

③ 保護者からの訴えには

保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切です。問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けません。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスです。日頃から、児童生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておきます。

児童生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身の躰けや子育てについて、否定されたと感じることもあります。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切です。